

都市計画法第 53 条許可申請について

行田市都市計画課

都市計画施設（都市計画決定された道路や公園など）の計画区域内に建築物を建築する際は、都市計画法第 53 条許可が必要です。申請の受付から許可通知書の交付までは 7 開庁日程度（国道や県道、さきたま古墳公園など、市以外が施工する都市計画施設の場合は、これらの関係機関との協議日数が別にかかります）となりますので、余裕を持って申請手続きを行ってください。

申請は、下記の「必要書類一覧」に記載された書類を全て揃えて、市役所都市計画課（埼玉県行田地方庁舎 3 階）に持参してください。

なお、1（許可申請書）～8（断面図）は、**正副各 1 部を提出**してください。申請の際は、1～8 を順にまとめて、左側 2 ヶ所をホチキス止めしてください。

【許可対象建築物】

以下の 2 つの基準をいずれも満たす建築物で、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものは、原則として許可となります。

- （１） 階数が 3 以下で、かつ地階を有しないこと
- （２） 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること

- * 1 建築物には軒や庇を含みます
- * 2 浄化槽等の建築設備も含まれます
- * 3 敷地の一部が都市計画施設の予定地になっていても、建築物を予定地上に建築しない場合は申請の必要はありません

【必要書類一覧】

	確認	書 類	確 認 事 項	必要部数
1		許可申請書	「建築物の構造」欄には構造及び階数の他、 地階の有無を記入 してください。（例：木造 2 階建 地階なし）	正副 各 1 部
2		案内図	方位・申請地を明記してください	
3		都市計画図	方位・縮尺・申請地を明記してください	
4		公図の写し	方位・縮尺を明記してください	
5		配置図	縮尺 1/500 以上の配置図に、方位・縮尺を明記。また 基礎杭を打たないことを明記してください*	
6		平面図	縮尺を明記し、作成者の記名のあるもの	
7		立面図	縮尺を明記し、作成者の記名のあるもの	
8		断面図	建築物の 2 面以上の断面図で、縮尺 1/200 以上のもの	
9		委任状	代理人が申請する場合のみ必要です（任意書式）	1 部

* 地盤状況からやむを得ず基礎杭を使用する場合（地盤の許容応力度が 20kN/m²未満の場合等）は、上記の書類に加えて**地盤調査報告書**または**ボーリング柱状図**（必要に応じて、理由書で設計者または施工者の押印があるもの）、**使用する杭の詳細（種類、工法など）が分かる資料**を各 1 部添付してください。また、**配置図に杭の位置を明記**してください。

【問い合わせ先】

行田市役所 都市整備部 都市計画課 計画担当

電話：048-550-1550（課直通） F A X：048-553-4544